

第1章 総 則

適用範囲等

1 適用範囲

本積算基準書は、長野県建設部の河川工事，砂防工事，ダム工事，道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

ただし，この基準書によることが著しく不相当又は困難であると認められるものについては，適用除外とすることができる。

2 基準の適用

工事費の積算における基準は，原則として，工事起工起案日における最新の基準を適用する。

3 設計書の作成

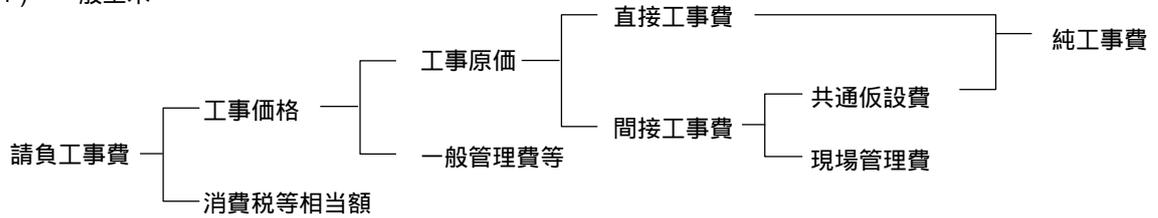
設計書の作成にあたっては，目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件，施工管理，安全施工等に十分留意し，工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない，明確に作成しなければならない。

請負工事の工事費構成

1 工事費の基本構成

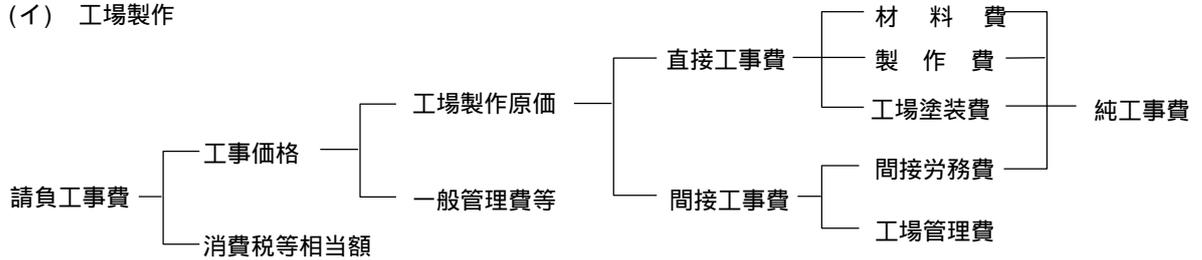
1-1 請負工事費の構成は、次のとおりとする。

(1) 一般土木

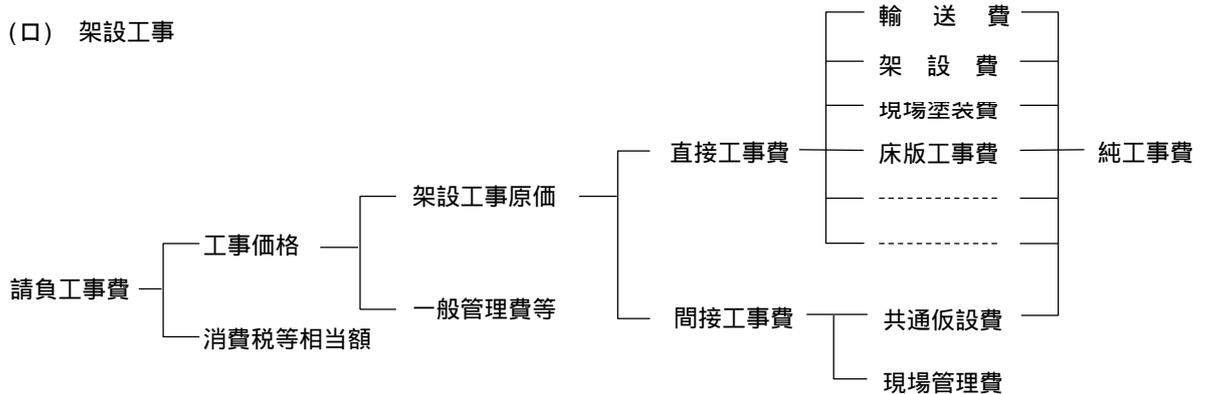


(2) 鋼橋製作

(イ) 工場製作

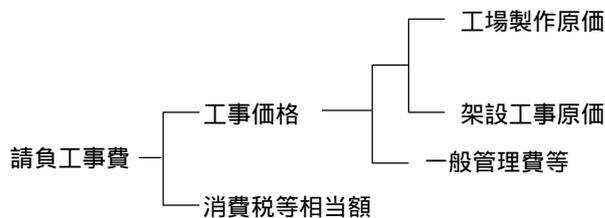


(ロ) 架設工事



(ハ) 一括請負の場合

工場製作から現場架設まで、一括請負とする場合には次のとおりとする。



第2章 工事費の積算

① 直接工事費

1 材 料 費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 数 量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

(2) 価 格

価格は、原則として、工事起工起案日における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

当初の支給品の価格決定については、発注者側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を発注者側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格または類似品価格とする。

なお、設計単価は、実施設計単価表掲載単価、特別調査単価、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう。）掲載価格または見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。

また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件等から下記によりがたい場合は、事前に本局担当課と協議のうえ別途決定する。

1) 実施設計単価表掲載単価による場合

(イ) 実施設計単価表に掲載されている単価は、これを積算に用いる単価とする。

2) 物価資料による場合

(イ) 1)の方法によりがたい場合は、単価の決定は、物価資料（「建設物価」、「積算資料」）に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

なお、適用時期は毎月とする。

<例> 1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

建設物価	33,500 円 (有効桁 3 桁)	積算資料	34,000 円 (有効桁 2 桁)
平均額	33,750 円		
決定額	33,700 円 (有効桁 3 桁, 4 桁以降切り捨て)		

<例> 2) 入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合

建設物価	560 円 (有効桁 2 桁)	積算資料	570 円 (有効桁 2 桁)
平均額	565 円		
決定額	565 円 (最小有効桁 3 桁, 4 桁以降切り捨て)		

(ロ) 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。

ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。

3) 1), 2)の方法によりがたい場合

(イ) 1), 2)の方法によりがたい場合は、特別調査により材料単価を決定するものとする。

(ロ) なお、1 工事において調達価格（材料単価×使用数量）が100万円未満の場合、かつ1 資材の材料単価が10万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。

また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。

① 調達価格（材料価格×使用数量）が、100万円未満であるか100万円以上であるかの判断をするために参考見積りを3社に依頼し、見積り（100万円未満、かつ1 資材の材料単価が10万円未満）又は特別調査（100万円以上、または1 資材の材料単価が10万円以上）によるかの判断を行うものとする。

なお、同一工事の1 資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。

また、他工事の実績や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価から類推可能であれば、参考見積りは不要とする。

② 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず

提示し、所属長から見積依頼を行う。

なお、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。

- ③ 正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。
- ④ 積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格とする。
ただし、見積書の数が多い場合は、最頻度価格を採用する。

2 歩 掛

歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は土木工事標準歩掛及び物価資料によるものとする。

土木工事標準歩掛にない歩掛や物価資料にない単価については、見積りの取得により歩掛の構成を決定する。見積りの場合は、原則として3社以上から徴収し、歩掛の決定方法は、平均的又は最頻度の歩掛を採用する。ただし、変更積算時は施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用する。
なお、単価等については「1 材料費」、「3 労務費」及び「4 直接経費」によるものとする。

3 労 務 費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 所要人員

所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。

(2) 労務賃金

労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

(3) 夜間工事の労務単価

次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。

1) 通常勤務すべき時間帯（8h～17h）を超えて、作業を計画する場合は以下とする。

(イ) 深夜時間（22h～5h）については、深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）とする。

(ロ) 上記(イ)以外の通常勤務すべき時間帯（8h～17h）を超えた時間帯は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）とする。

なお、休憩は超過勤務4時間を超えるごとに30分の休憩を与えるものとする。

2) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（実働時間8h＋休息时间1h）内は、基準額とする。その内、深夜部分（22h～5h）にかかる時間帯は、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。

ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を超える場合は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）、及び深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）を加算する。〔例－1〕、〔例－2〕

3) 現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯（8h～17h）をはずして作業を計画する場合は、次による。〔例－3〕

(イ) 所定労働時間内で17h～20h及び、6h～8hにかかる時間帯は、基準額とする。

(ロ) 所定労働時間内で20h～6hにかかる時間帯は基準額に1.5を乗ずる。

ただし、作業開始から所定労働時間内までとし、所定労働時間を超えた時間帯については、前の1)項による。

- (4) 支給品の取扱い
- 1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。
- (5) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。
- 1) 別途製作工事で製作し、架設（据付）のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含めない。
 - 2) 当初の支給品の価格決定については、発注者側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再用品として支給する場合とも、工事起工起案日における市場価格又は類似品価格とする。
 - 3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料（基本料金含む）は、積算の対象となる純工事費には含めない。
- (6) 「処分費等」の取扱い
- 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。
- 1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）
 - 2) 上下水道料金
 - 3) 有料道路利用料

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合
共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。

- (注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。
 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。
2. 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。

- (7) 現場管理費の計算
- 1) 施工時期、工事期間、施工地域を考慮した計算

$$\text{現場管理費} = \text{対象純工事費} \times \{ (\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正值} \}$$
 対象純工事費：純工事費 + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額
 ただし、現場管理費率は、別表第2（第1表～第5表）による。
 補正係数は、(3)2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正による。
 補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。
 なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率Jの端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表第2
第1表

現場管理費率

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
河川工事		43.20	1,270.0	-0.2145	14.90
河川・道路構造物工事		42.50	457.7	-0.1508	20.11
海岸工事		27.72	113.6	-0.0895	17.78
道路改良工事		33.65	86.9	-0.0602	24.96
鋼橋架設工事		48.12	302.3	-0.1166	26.98
PC橋工事		30.73	120.5	-0.0867	19.98
舗装工事		40.32	667.7	-0.1781	16.66
砂防・地すべり等工事		45.49	1,362.7	-0.2157	15.60
公園工事		42.43	385.5	-0.1400	21.18
電線共同溝工事		60.30	2,406.6	-0.2339	18.89
情報ボックス工事		53.99	1,690.4	-0.2185	18.26

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
橋梁保全工事		64.94	1,622.9	-0.2042	30.15

第3表

工種区分	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		59.78	628.9	-0.1622	31.69
河川維持工事		41.92	171.5	-0.0971	28.67